

全日本スキー技術選手権大会運営細則

(趣 旨)

1. この細則は、全日本スキー技術選手権大会開催規程第4条第3項及び第6条に基づき、全日本スキー技術選手権大会（以下「全日本技術選手権」という。）の運営に関し、必要な事項を定める。

(組織及び役員構成)

2. 全日本技術選手権は、組織委員会、競技委員会及び裁定委員会（ジュリー）を置く。
 - (1) 組織委員会は、本連盟から任命され、競技会の総務、広報、財務等の非技術的事項を扱い、競技委員会及びジュリーの任命を行う。
 - (2) 競技委員会は、競技コートの選定、準備、進行等のすべての技術的事項を扱い、構成員は、競技委員長、競技副委員長、競技係長、スタート係長、コート係長、コーディネーター、審判長、セクレタリー、会場係長及び設備係長とする。
 - (3) 裁定委員会は、競技実施上の責任を有し、構成員のジュリーは、技術代表（以下「TD」という。）、アシスタントTD、コーディネーター、競技委員長、競技副委員長、審判長、競技係長及びコース係長とし、ジュリー会議を適宜開催する。
 - (4) TDは、ナショナルデモンストレーター経験者で、全日本スキー技術選手権大会の運営に精通した者の中から教育本部理事会で選定し、教育本部長が任命する。

(ジュリー会議及びジュリーの任務)

3. ジュリー会議及びジュリーの任務は、次の各号に掲げるとおりとする。
 - (1) 選手の参加資格の確認、班別編成、スタート順の決定
 - (2) 公式練習の監督
 - (3) コート基準及び整備状況の確認並びに危険予防措置の点検
 - (4) 医療、応急措置等の点検
 - (5) スタート、フィニッシュエリアとアウトラインの点検
 - (6) 観客の規制方法の点検
 - (7) 技術的準備と気象条件の確認
 - (8) 再スタートの可否の承認
 - (9) 競技会会期中は、審判席の隣に待機し、競技全般の監督
 - (10) コート及びその周辺に雪が少なく危険なとき、コートの整備不良なとき、危険箇所の安全対策の不備なとき、観客に対する安全対策の不備なとき、競技者に危険をもたらす気象の変化が生じたとき等について協議し、中止・中断・延期を決定する。
 - (11) 正規の手続による抗議があった場合は審議し、取扱いを決定する。
 - (12) 中止・中断・延期の場合の競技成績は、同日に競技終了の場合のみを有効とし、途中の場合は中断前の成績は無効とする。

(競技役員の任務)

4. TDは、本連盟の公式な代表として、次の各号に掲げる任務を行う。
 - (1) 競技が規則に従い、公正・円滑に実施されているかを監視する。
 - (2) ジュリー会議の議長となり、裁決を必要とするとき賛否同数の場合は決定権がある。
 - (3) 競技の運営に極めて危険な条件が生じ緊急を要する場合は、他のジュリーメンバーに

相談できなくても、中断若しくは中止することができる。

- (4) 体力的・技術的に出場することが危険と認められる選手を除外するようジュリー会議に提案する権利を有する。
 - (5) 必要がある場合は、専門委員の中からジュリーメンバーを指名することができる。
 - (6) 任務の遂行上、組織委員及び他の委員の協力を要請できる。
 - (7) 公式トレーニング前に競技会場の視察及び最終確認を行う。
 - (8) 公式成績の認証及び問題点等について報告する。
5. 競技委員長は、全競技役員の業務を指揮監督者として、次の各号に掲げる任務を行う。
 - (1) 競技委員会を招集して、TDと協議し、技術的な問題を検討する。
 - (2) 選手会及び監督会議の議長をつとめる。
 - (3) 準備から競技会終了まで円滑な競技運営遂行上の責任を有する。
 6. コーディネーターは、競技の進行について責任を有し、テクニカルな職務に限って、チーフディレクターとして管理する。
 7. 競技副委員長は、競技委員長を補佐し、担当する種目の競技役員を指揮監督し、競技中に問題が生じた場合は、報告書を作成し、競技委員会に報告する。
 8. 競技係長は、スタート係長、スタート審判の指揮及び調整を行い、スタート進行について責任を有する。
 9. コース係長は、開催地のゲレンデと雪の状況を熟知し、競技委員会及びジュリーの指示に従って、コートを準備する責任を有する。
 10. スタート係長及びスタート審判は、班毎にスタート 10 分前に競技者を集合させ点呼を行い、次の各号に掲げる事項の点検、確認、措置等を行う。
 - (1) 競技者のビブナンバー、服装及びスキー用具を点検し、服装及び用具関係規定に違反しているものについては、直ちに規定に従って処置をする。ただし、公式用品についての判定が困難なものについては、監督の自主規制に委ねる。
 - (2) 審判長の合図を確認し、スタートをさせる。
 - (3) 遅延スタート、不正スタートの判定をする。
 - (4) 遅刻した競技者のスタートについて、その処置を決める。
 11. 記録係は、電気掲示による得点発表の場合は、合計得点の記録用紙に記載し、得点一覧表作成までの事故に備え、事故のあった場合は、直ちに手動表示方法に切り換え、記録用紙に記載する。
 12. セクレタリーは、競技会の技術的庶務事項全般の責任を有し、次の各号に掲げる事項を行う。
 - (1) ジュリー会議、競技委員会及び監督会議・選手会の議事録の作成
 - (2) 旗、トランシーバー及び入力装置等の準備
 - (3) 選手変更届、選手資格変更届、欠場届、途中棄権届用紙の準備と受理
 - (4) 公式掲示及び成績の掲示
 - (5) 抗議に関する事項及び抗議の受理
 13. 会場係長は、会場の案内表示、会場整備、安全予防措置、プログラム・スタートリストの販売及び会場整理を行う。
 14. 設備係長は、競技コートの準備、設営及び撤収の責任を有し、コート区画網、審判席、放送設備、記録席、得点表示装置等の設営を行う。

15. 機材係長は、器材・用具の搬入管理を行う。
16. 報道係長は、競技委員長の指示に従い、新聞・写真、テレビ、ラジオ等の報道関係者との対応、場内放送、スタートリスト、成績の公式発表を行う。
17. 通告員は、競技コートにおける通告、放送の一切を担当し、選手の紹介、得点の発表は競技委員会で決められた方式によって行う。
18. 医事主任は、公式練習、競技会会期中の救急活動に対し、責任を有し、パトロール員の配置及び負傷者の搬送・収容場所の設営並びに医療機関への連携を完備する。
19. コマーシャルマーケティング長は、コマーシャルマーケティングの審査・検査を行う。
20. 審判長は、ジュリーメンバーとして、次の各号に掲げる任務を行う。
 - (1) 審判団を統括し、審判が円滑に行われるよう配慮する。
 - (2) 実際のジャッジは行わない。ただし、必要により競技中でも審判と協議してもよい。
 - (3) 競技開始の指示を審判長に通告する。
 - (4) 審判長と共に判定・記録の正確さを確認する。
 - (5) 失格選手名及び規則違反選手の処罰を発表する。
 - (6) 記録係の指揮及び調整をする。
21. 審判長は、次の各号に掲げる任務を行う。
 - (1) 審判員の判定、採点のチェックをして電光表示を行い、審判に関する疑義が生じた場合は、直ちに統括審判長に申告する。
 - (2) 総括審判長の競技開始の指示に従い、スタートの指示をスタート係長に通告する。
(競技役員の任務)
22. 審判員は、ジャッジを公平かつ正確に行うために、次の各号に掲げる事項に配慮する。
 - (1) 競技者の得点については、審判長以外の審判員の間での会話は禁止される。
 - (2) 審判員は、競技者及び観客に話かけることは極力避ける。
 - (3) 審判中に起きた問題はジュリー会議において審議する。
(競技方法)
23. 競技方法の詳細は、別に大会要項において定める。
(競技種目)
24. 競技種目は、開催地の決定後、教育本部理事会の承認を得て決定し、開催要項により加盟団体に告知する。ただし、競技種目の設定は、次の各号に掲げる事項を基本として行う。
 - (1) 競技種目は、回転弧の大きさ、斜面状況、技法の観点から設定し、各々に適合する技術を駆使して演技を行えるものとする。
 - (2) 種目の設定にあたっては、大回りと小回りの種目数を同数にしなければならない。
(競技コート)
25. 競技コートは、競技種目が必要とする斜面の条件を満たせる設定を行う。
(得点方式)
26. 得点方式は、5審5採用制で各種目を100点満点で表示する。審判員のそれぞれの持ち点は20%とし、採用得点の合計点で成績順位を決める。ただし、制限滑降を種目採用する場合は、組織委員会が承認した方式により計時記録を得点に換算する。
(スタート)
27. スタートは、次の各号に掲げる要領により行う。
 - (1) 競技者は、種目別スタート地点に、10分前に集合し、スタート審判のコールを受け、

応答しなければならない。

(2) 競技者は、前者の出発後、直ちにスタート地点に立ち、出発のための準備をしなければならない。

(3) 競技者は、スタート審判の出発合図により出発しなければならない。ただし、直ちに出发しない場合は、当該種目は棄権とする。

(フィニッシュ)

28. フィニッシュは、競技コートの下方に設けられた旗門を結ぶフィニッシュ・ラインを通過しなければならない。

(演技の中断及び途中棄権)

29. 演技の中断及び途中棄権を行う場合は、次の各号に掲げる要領により行う。

(1) 演技を中断した場合には、その位置で態勢を整え速やかに再スタートをする。ただし中断が長引くと判断した場合は、総括審判長の指示に従い行動する。

(2) やむを得ず途中棄権をする場合は、その旨を係員に告げ、速やかにコース外に移動する。この場合において、当該種目の得点は0とするが、次の種目からの出場権は保持される。

(3) 選手は、用具の離脱については、係員の補助を受けることができる。

(インスペクション)

30. インスペクションは、次の各号に掲げる要領により行う。

(1) 競技斜面設定後のインスペクションは、コート外から行い、コート内への立入りはできない。ただし、必要があるときは、事前に告示、通告し、横滑りによりコート内に入ることができる。

(2) 必要に応じて、公式トレーニングを行うことができる。

(3) インスペクション等でコート内に入る場合は、必ずIDカードの提示又はビブを外側に着用すること。

(公式用品の使用)

31. 選手の公式用具・用品の使用については、全日本スキー技術選手権大会要項に定める。

(ヘルメットの着用)

32. 競技中は、頭部を防護するものとして、ヘルメットを着用しなければならない。

(細則の改廃)

33. この細則の改廃は、教育本部理事会の議決による。

平成7年10月13日 制定
平成13年9月28日 改正
平成14年11月5日 改正
平成16年11月2日 改正
平成18年11月1日 改正
平成25年7月9日 改正
平成27年7月14日 改正
平成29年7月15日 改正
平成29年8月22日 改正
平成30年12月13日 改正

